

# 特定非営利活動法人はぐくみ会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はぐくみ会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市北区新琴似6条14丁目4番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、重度の障害を持つ方々が地域の中で普通に暮らし生活していけるように、社会参加や地域生活が本人及び家族にとって充実した内容になることを目的とする事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 特定非営利活動に係る事業
  - イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
  - ロ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
  - ハ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
  - ニ 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
  - ホ 札幌市障がい者地域共同作業所の設置・運営
  - ヘ バザーその他物品販売及び斡旋事業
  - ト 障害福祉サービスに基づく又は地域福祉の増進に寄与する不動産賃貸業
  - チ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 1年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

一 この定款等に違反したとき。

二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 3人以上7人以内

二 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは業務執行義務を負うこととする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、理事にあつては理事会において、監事にあつては総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

一 法令又は定款に違反する行為のあったとき。

二 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

三 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 前項の規定により職員を置く場合は、理事長がこれを任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 合併
- 四 事業報告及び活動決算
- 五 監事の選任又は解任

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 二 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下「電磁的記録」という。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。以下「電磁的方法」という。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ

の数を付記すること。)

### 三 審議事項

### 四 議事の経過の概要及び議決の結果

### 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 法人の運営に関する事項

四 その他会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

二 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

三 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 第37条第2項の規定により理事長が出席できない場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 日時及び場所

二 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

三 審議事項

四 議事の経過の概要及び議決の結果



## 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立の時の財産目録に記載された資産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 その他の収益

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (臨機の措置)

第43条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- 五 社員の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- 七 会議に関する事項
- 八 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- 九 定款の変更に関する事項

### (解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
  - 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - 三 正会員の欠亡
  - 四 合併
  - 五 破産手続き開始の決定
  - 六 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の決議を経て、

当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与するものとする。

（合併）

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

（細則）

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿（設立当初）の通りとし、その任期は平成16年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 一 正会員入会金  | 3,000円       |
| 正会員会費     | 3,000円（1年間分） |
| 二 賛助会員入会金 | 1,000円       |
| 賛助会員会費    | 3,000円（1年間分） |
- 6 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成26年7月25日）から施行する。
- 7 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成30年11月8日）から施行する。

- 8 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和 3 年 8 月 31 日）から施行する。
- 9 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和     年     月     日）から施行する。

別紙

役員名簿（設立当初）

特定非営利活動法人はぐくみ会

役職名 氏 名

理事長 佐々木 悟

理事 舘 浩勝

理事 下澤 剛

理事 太田 由美子

理事 福士 宣子

監事 早苗 俊男

監事 吉田 康子



定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 はぐくみ会

1 事業実施の方針

重度の障害を持つ方々が地域の中で普通に暮らし生活していけるように、社会参加や地域生活が本人及び家族にとって充実した内容になることを目的とする事業を行い、地域福祉の増進に寄与するため、サッポロパッグ合同会社の運営する「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス」及び「障害者総合支援法に基づく移動支援事業所」ばぐのてに土地及び建物を賃貸します。

- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ロ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ハ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ニ 障害者総合支援法に基づく移動支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ホ 札幌市障がい者地域共同作業所の設置・運営については、当年度は未実施とする方針です。
- ヘ バザーその他物品販売及び幹旋事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ト 障害福祉サービスに基づく又は地域福祉の増進に寄与する不動産賃貸業収益については、サッポロパッグ合同会社に土地と建物を賃貸することで実施します。
- チ その他この法人の目的を達成するために必要な事業については、当年度は未実施とする方針です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                                | 活動内容    | 実施日時 | 当該事業の実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲 | 受益対象者の人数 | 事業費の金額<br>(単位：千円) |
|------------------------------------|---------|------|-----------|--------|----------|----------|-------------------|
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業             | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく移動支援事業                 | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 札幌市障がい者地域共同作業所の設置・運営               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| バザーその他物品販売及び幹旋事業                   | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害福祉サービスに基づく又は地域福祉の増進に寄与する不動産賃貸業収益 | 施設賃貸    | 通年   | 当法人施設     | 1名     | 地域住民     | 約40名     | 3,890千円           |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業            | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |

令和8年度の事業計画書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 はぐくみ会

1 事業実施の方針

重度の障害を持つ方々が地域の中で普通に暮らし生活していけるように、社会参加や地域生活が本人及び家族にとって充実した内容になることを目的とする事業を行い、地域福祉の増進に寄与するため、サッポロパッグ合同会社の運営する「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス」及び「障害者総合支援法に基づく移動支援事業所」はぐくみに土地及び建物を賃貸します。

- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ロ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ハ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ニ 障害者総合支援法に基づく移動支援事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ホ 札幌市障がい者地域共同作業所の設置・運営については、当年度は未実施とする方針です。
- ヘ バザーその他物品販売及び幹旋事業については、当年度は未実施とする方針です。
- ト 障害福祉サービスに基づく又は地域福祉の増進に寄与する不動産賃貸業収益については、サッポロパッグ合同会社に土地と建物を賃貸することで実施します。
- チ その他この法人の目的を達成するために必要な事業については、当年度は未実施とする方針です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                                | 活動内容    | 実施日時 | 当該事業の実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲 | 受益対象者の人数 | 事業費の金額<br>(単位：千円) |
|------------------------------------|---------|------|-----------|--------|----------|----------|-------------------|
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業             | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害者総合支援法に基づく移動支援事業                 | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 札幌市障がい者地域共同作業所の設置・運営               | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| バザーその他物品販売及び幹旋事業                   | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |
| 障害福祉サービスに基づく又は地域福祉の増進に寄与する不動産賃貸業収益 | 施設賃貸    | 通年   | 当法人施設     | 1名     | 地域住民     | 約40名     | 2,890千円           |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業            | 当年度は未実施 |      |           |        |          |          |                   |



定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 はぐくみ会  
(単位：円)

| 科目                                         | 金額        |           |            |
|--------------------------------------------|-----------|-----------|------------|
| I 経常収益                                     |           |           |            |
| 1. 受取会費                                    |           |           |            |
| 正会員受取会費                                    |           |           |            |
| 賛助会員受取会費                                   |           | 0         |            |
| 2. 受取寄附金                                   |           |           |            |
| 受取寄附金                                      |           |           |            |
| 施設等受入評価益                                   |           | 0         |            |
| 3. 受取助成金等                                  |           |           |            |
| 受取民間助成金                                    |           | 0         |            |
| 4. 事業収益                                    |           |           |            |
| 障害福祉サービスに基づく<br>又は地域福祉の増進に寄与する<br>不動産賃貸業収益 | 4,800,000 |           |            |
| 5. その他収益                                   |           |           |            |
| 受取利息                                       |           |           |            |
| 雑収益                                        |           | 4,800,000 |            |
| 経常収益計                                      |           |           | 4,800,000  |
| II 経常費用                                    |           |           |            |
| 1. 事業費                                     |           |           |            |
| (1) 人件費                                    |           |           |            |
| 給料手当                                       | 420,000   |           |            |
| 法定福利費                                      |           |           |            |
| 退職給付費用                                     |           |           |            |
| 福利厚生費                                      | 120,000   |           |            |
| 通勤費                                        | 60,000    |           |            |
| 人件費計                                       | 600,000   |           |            |
| (2) その他経費                                  |           |           |            |
| 業務委託                                       | 300,000   |           |            |
| 印刷製本                                       | 30,000    |           |            |
| 旅費交通費                                      | 60,000    |           |            |
| 通信運搬                                       | 120,000   |           |            |
| 消耗品費                                       | 60,000    |           |            |
| 修繕費                                        | 1,500,000 |           |            |
| 水道光熱費                                      | 500,000   |           |            |
| リース                                        | 270,000   |           |            |
| 保険                                         | 160,000   |           |            |
| 諸会費                                        | 150,000   |           |            |
| 租税公課                                       | 70,000    |           |            |
| 支払手数料                                      | 60,000    |           |            |
| その他雑費                                      | 10,000    |           |            |
| その他経費計                                     | 3,290,000 |           |            |
| 事業費計                                       |           | 3,890,000 |            |
| 2. 管理費                                     |           |           |            |
| (1) 人件費                                    |           |           |            |
| 役員報酬                                       |           |           |            |
| 人件費計                                       | 0         |           |            |
| (2) その他経費                                  |           |           |            |
| 慶弔費                                        | 100,000   |           |            |
| その他経費計                                     | 100,000   |           |            |
| 管理費計                                       |           | 100,000   |            |
| 経常費用計                                      |           |           | 3,990,000  |
| 当期経常増減額                                    |           |           | 810,000    |
| III 経常外収益                                  |           |           |            |
| 1. 固定資産売却益                                 |           | 0         |            |
| .....                                      |           | 0         |            |
| 経常外収益計                                     |           | 0         |            |
| IV 経常外費用                                   |           |           |            |
| 1. 過年度損益修正損                                |           | 0         |            |
| .....                                      |           | 0         |            |
| 経常外費用計                                     |           |           | 0          |
| 当期正味財産増減額                                  |           |           | 810,000    |
| 前期繰越正味財産額                                  |           |           | 48,119,323 |
| 次期繰越正味財産額                                  |           |           | 48,929,323 |

令和8年度 活動予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
特定非営利活動法人 はぐくみ会  
(単位：円)

| 科目                                         | 金額        |           |            |
|--------------------------------------------|-----------|-----------|------------|
| I 経常収益                                     |           |           |            |
| 1. 受取会費                                    |           |           |            |
| 正会員受取会費                                    |           | 0         |            |
| 賛助会員受取会費                                   |           |           |            |
| 2. 受取寄附金                                   |           |           |            |
| 受取寄附金                                      |           | 0         |            |
| 施設等受入評価益                                   |           |           |            |
| 3. 受取助成金等                                  |           |           |            |
| 受取民間助成金                                    |           | 0         |            |
| 4. 事業収益                                    |           |           |            |
| 障害福祉サービスに基づく<br>又は地域福祉の増進に寄与する<br>不動産賃貸業収益 | 4,800,000 |           |            |
| 5. その他収益                                   |           |           |            |
| 受取利息                                       |           |           |            |
| 雑収益                                        |           | 4,800,000 |            |
| 経常収益計                                      |           |           | 4,800,000  |
| II 経常費用                                    |           |           |            |
| 1. 事業費                                     |           |           |            |
| (1) 人件費                                    |           |           |            |
| 給料手当                                       | 420,000   |           |            |
| 法定福利費                                      |           |           |            |
| 退職給付費用                                     |           |           |            |
| 福利厚生費                                      | 120,000   |           |            |
| 通勤費                                        | 60,000    |           |            |
| 人件費計                                       | 600,000   |           |            |
| (2) その他経費                                  |           |           |            |
| 業務委託                                       | 300,000   |           |            |
| 印刷製本                                       | 30,000    |           |            |
| 旅費交通費                                      | 60,000    |           |            |
| 通信運搬                                       | 120,000   |           |            |
| 消耗品費                                       | 60,000    |           |            |
| 修繕費                                        | 500,000   |           |            |
| 水道光熱費                                      | 500,000   |           |            |
| リース                                        | 270,000   |           |            |
| 保険                                         | 160,000   |           |            |
| 諸会費                                        | 150,000   |           |            |
| 租税公課                                       | 70,000    |           |            |
| 支払手数料                                      | 60,000    |           |            |
| その他雑費                                      | 10,000    |           |            |
| その他経費計                                     | 2,290,000 |           |            |
| 事業費計                                       |           | 2,890,000 |            |
| 2. 管理費                                     |           |           |            |
| (1) 人件費                                    |           |           |            |
| 役員報酬                                       |           |           |            |
| 人件費計                                       | 0         |           |            |
| (2) その他経費                                  |           |           |            |
| 慶弔費                                        | 100,000   |           |            |
| その他経費計                                     | 100,000   |           |            |
| 管理費計                                       |           | 100,000   |            |
| 経常費用計                                      |           |           | 2,990,000  |
| 当期経常増減額                                    |           |           | 1,810,000  |
| III 経常外収益                                  |           |           |            |
| 1. 固定資産売却益                                 |           | 0         |            |
| .....                                      |           | 0         |            |
| 経常外収益計                                     |           | 0         |            |
| IV 経常外費用                                   |           |           |            |
| 1. 過年度損益修正損                                |           | 0         |            |
| .....                                      |           | 0         |            |
| 経常外費用計                                     |           |           | 0          |
| 当期正味財産増減額                                  |           |           | 1,810,000  |
| 前期繰越正味財産額                                  |           |           | 48,929,323 |
| 次期繰越正味財産額                                  |           |           | 50,739,323 |